

石川労働局発表
令和4年11月29日(火)

【照会先】

石川労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 竹浪 博之
室長補佐 野形成
電話 076(265)4429

報道関係者 各位

ハラスメントのない快適な職場環境を作りましょう 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～ハラスメント対応特別相談窓口の開設～

石川労働局（局長 長嶋 政弘）では、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設するなど集中的な広報を実施します。

特別相談窓口では、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」及び「妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント」について、労使双方の相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談についても対応します。

1 ハラスメント対応特別相談窓口（別添1）

- ・開設期間 令和4年12月1日（木）～令和5年3月31日（金）
- ・開設時間 午前9時00分～午後5時00分（土日祝、年末・年始除く）
- ・開設場所 石川労働局雇用環境・均等室
石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階
電話：076-265-4429

2 拡大総合労働相談会（別添2）

- ・実施日時 令和4年12月21日（水）午前10時00分～午後4時00分
- ・場所

第1会場【労働問題全般】

石川県職業能力開発プラザ（石川県金沢市芳齊1丁目15-15）

電話：076-261-1400

第2会場【ハラスメント問題】

石川労働局雇用環境・均等室（石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階）

電話：076-265-4429

3 周知・広報

管内の使用者団体、労働組合、自治体等に対しポスター等を郵送し協力依頼を行います。

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和4年12月1日（木）～令和5年3月31日（金）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラの防止措置は、会社として何をすることが必要があるのだろう。



セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。



パワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い 及び 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは



妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください!

石川労働局雇用環境・均等室があなたのお力になります!!

職場でのあらゆるハラスメントは許されません!

匿名でも大丈夫。プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント、パワーハラスメントについてご相談いただけます。その他、取引先や顧客からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生等からのセクシュアルハラスメントに関する相談、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談についても対応しています。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局では何をするのですか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

石川労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 午前9時～午後5時

- ※ プライバシーに配慮した個室にての相談が出来ます（事前にお電話ください）。
- ※ お電話での相談も可能です（なお、相談が混みあっている場合は、県内の労働基準監督署内に設置している「総合労働相談コーナー」が対応させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

電話番号 076(265)4429

住所 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階 雇用環境・均等室

【職場のハラスメントに関する資料のご案内】

厚生労働省ではハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」にて、ハラスメント裁判例や企業の取組事例等を掲載しています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

あかるい職場応援団

検索



無料

拡大総合労働相談会

12月21日(水曜日)

秘密厳守

10:00~16:00

電話相談を推奨しています

場所:第1会場 職業能力開発プラザ【労働問題全般】
 (金沢市芳斉1丁目15番15号)

電話: 076-261-1400

第2会場 石川労働局 雇用環境・均等室【ハラスメント問題】
 (金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階受付)

電話: 076-265-4429

※ 相談会に関する 前日までの問合せは、076-265-4429
 (石川労働局雇用環境・均等室)へお願いします。

【注意】 相談は、労働問題に限ります。

- ※ 多数の専門機関が参加しますので、相談内容に適した相談が受けられます。
- ※ 複数の機関にまたがる相談内容でも、まとめてお答えします。
- ※ 企業の方からの相談にも応じられます。

パートは育児休業が
取れないと言われた社会保険の加入手続
をしてくれない職場でパワハラを受けているが、
会社が何も対応してくれないコロナを理由に勤務日数
と勤務時間を減らされたコロナで仕事がなくなり、
退職を強要された一方的に、労働条件
を下げられた

《参加機関》 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会加入団体

金沢弁護士会、石川県司法書士会、石川県社会保険労務士会、
 (一社)日本産業カウンセラー協会、日本労働組合総連合会石川県連合会(連合石川)、
 勤労者退職金共済機構、石川県商工労働部労働企画課、石川県職業能力開発プラザ、
 石川県労働委員会、日本司法支援センター石川地方事務所(法テラス石川)、石川労働局